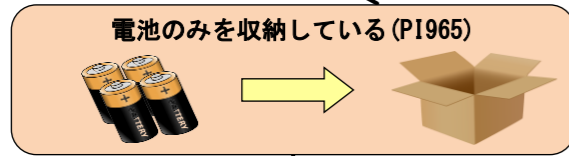


備考: 青文字の部分が2019年1月の変更点

リチウムイオン電池の梱包形態は？



旅客機での輸送禁止

定格容量の30%以下の充電率の電池のみ輸送可

[ワット時定格値]  
 ・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？  
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか？

[ワット時定格値]  
 ・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？  
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか？

[ワット時定格値]  
 ・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？  
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか？

Yes No

Yes No

No  
 機器(回路基板を含む)に内蔵された電池がボタン電池のみである。

No  
 航空運送状あたりの機器組み込みのリチウムイオン電池を含む包装物の個数が3個以上か？

[1包装物あたりの量]  
 ・セルの場合、セルの個数が8個を超えるか？  
 ・組電池の場合、組電池の個数が2個を超えるか？  
 ・セルおよび組電池1個あたりのワット時定格値が2.7Wh以下の場合、電池の合計正味量が2.5kgを超えるか？(個数制限を受けない)

包装物当たりの電池の個数が、  
 ・セルの場合：5個以上  
 ・組電池の場合：3個以上

UN3480 PI965	Section IA	Section IB	Section II
制限	1包装物あたりの正味量:35kg	1包装物あたりの正味量:10kg	・航空運送状 or HAWB毎に1包装物まで ・非危険物とは分けて搬入すること セルまたは組電池1個のワット時定格値が: ① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合 ・1包装物あたりの電池の個数:制限なし ・1包装物あたりの電池の正味量:2.5kg ② 2.7Whを超えるが20Wh以下のセルの場合 ・1包装物あたりのセルの個数:8個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量:制限なし ③ 2.7Whを超えるが100Wh以下の組電池の場合 ・1包装物あたりの組電池の個数:2個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量:制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI965" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよびCAOの取り扱いラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池用第9分類ラベル、CAOの取り扱いラベル、およびリチウム電池マークが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. CAOの取り扱いラベルおよびリチウム電池マークが必要 2. PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
異なる危険物との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	他の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	・オーバーパック毎に1包装物まで可。 ・区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	不可
IMP CODE	RBI	RBI	EBI

UN3481 PI966	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI966 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)
IMP CODE	RLI	ELI

UN3481 PI967	Section I	Section II	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	1包装物あたりの電池の正味量: ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967" の文言	記載不要 (AWBにSection IIの記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI967 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)	可能
IMP CODE	RLI	ELI	-

【備考1】リチウム電池の製造者とそれに連なる配送会社は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。この試験の要点は2020年1月1日から参照出来るようにしなければならない。(予告)

【備考2】他の機器への充電・電力の供給を主目的とし、それ自体は作動する機能を持たない携帯用充電器 (Powerbank、モバイルバッテリー) やSmart Luggage (リチウム電池を内蔵・装着した手荷物) については、電池単体としての性質を強く持つことから、包装基準966が適用されるUN3481 機器同梱のリチウムイオン電池または包装基準967が適用されるUN3481 機器組み込みのリチウムイオン電池としては取り扱わない。